

調布市 商工会報

令和7年2月15日発行
発行：調布市商工会
〒182-0026
東京都調布市小島町2-36-21
TEL.042-485-2214 FAX.042-485-9951
編集：広報委員会
URL：https://www.chofusci.com/

お も な 記 事

- P1 ● 確定申告指導会について
- P2 ● 令和6年分確定申告の改正点 確定申告書等控えへの收受日付印の押なつ見直しについて
- P3 ● e-Taxでの提出方法について 金融相談会 マル経融資制度
- P4 ● 新人社員研修会・相談会のご案内

今年も所得税及び復興特別所得税・消費税(個人)の申告の季節になりました。商工会では、確定申告の期間中、個人事業者の方向けに決算と確定申告の指導会を開催しております。所得税及び復興特別所得税の申告期間は、2月17日(月)から3月17日(月)まで、消費税(個人)は3月31日(月)までとなっております。どうぞお気軽にご利用ください。(無料)

所得税及び復興特別所得税・消費税 決算・確定申告指導会

開催日／ **令和7年2月17日(月)～3月17日(月)**
受付／ 午前10時～午前11時30分 午後1時～午後3時30分
※上記期間は税理士による個別相談を実施しております。

夜間指導会 開催日／ **3月5日(水)** 受付／ 午後6時～午後7時30分

～確定申告に必要な書類～ ご来会前に今一度ご確認ください!

- 決算書、確定申告書用紙一式
- 令和6年分各帳簿、月別集計表、棚卸表
- 令和5年分決算・確定申告書類の控え、集計表
- 社会保険料の支払額
(国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等)
- 小規模企業共済掛金控除証明書
- 生命保険料控除証明書(一般用・個人年金用・介護保険用)
- 地震保険料控除証明書
- 事業収入以外に収入がある場合の関係書類
(給与所得・公的年金等の源泉徴収票・株式譲渡関係他)
- 配偶者の所得がわかるもの
(源泉徴収票等、配偶者控除等を受ける方)
- 医療費の明細書(医療費控除を受ける方)
- 特定寄付金の領収書等(寄付金控除等を受ける方)
- 住宅取得控除等の明細書
(住宅借入金等特別控除を受ける方)
- 印鑑・電卓など
- 顔写真付きマイナンバーカード(e-TAXで提出される方)
又は両面印刷(紙で提出される方)
通知カードと身元確認書類の印刷
- 令和6年度に受給した各種給付金・協力金等の振込通知ハガキ

決算確定申告指導会にお越しの方へのお願い

- 確定申告指導会につきましては『事前予約制』を取らせていただきます。予約なしでご来会された際に、お待ちいただく場合もございます。予めご了承いただきますようお願いいたします。
- 自書申告が推進されています。指導会をスムーズに行うためにも、ご自身で記入できることは事前にご記入の上ご来会ください。
- 申告期限間際は大変込み合うことが予想されます。お早めに申告指導会へご予約の上ご来会ください。
- 駐車場はありません。公共交通機関をご利用いただくか、民間駐車場をご利用ください。



調布市商工会
公式マスコット
勇丸くん

所得税及び
復興特別所得税・消費税
決算確定申告
ご相談は商工会へ!

国税庁より：令和6年分確定申告の改正点

申告書等の正本(提出用)の提出について

■令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつは行われません。

書面申告等における申告書等の提出(送付)の際は、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)していただきますよう、お願いいたします。

■申告書等の控えへ收受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いいたします。

■令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」(今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの)に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者にお渡しいたします。

■郵送等により申告書等を提出する際に、切手を貼付した「返信用封筒」を同封された方に対しても、窓口での収受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名(業務センター名)を記載したリーフレットを同封して返送いたします

申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法について

① e-Taxによる申告・申請手続

無料で即時取得できるのでオススメ

マイナンバーカードが
必要です

e-Taxで申告等データの送信が完了した後、送信されたデータの受信通知がメッセージボックスに格納されます。受信通知では、申告等を提出した者の指名又は名称、受付番号、受付日時を確認することができます。

② 申告書等情報取得サービス(オンライン請求のみ)

所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書について、書面により提出している場合であっても、パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを無料で取得することができます。



③ 保有個人情報の開示請求

写しの交付の場合は1か月程度かかります。
手数料は300円(オンライン請求の場合は200円)です。

④ 税務署での申告書等の閲覧サービス

税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。

⑤ 納税証明書の交付請求

手数料は、税目ごと1年度1枚につき400円(オンライン申請の場合は370円)です。

申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関するQ&A

Q-1 納税者等が申告書等を提出した事実を確認したい場合はどのようにすればよいか。

上記①～⑤の方法があります。仮に、申告書等を提出したにもかかわらず、税務署等から、「申告書等が提出されていないのではないか」といった問合せがあった場合などには、納付状況や他の証拠書類を確認しつつ、税理士及び納税者の方からの聴き取りなどを行った上で、そのリーフレットと申告書等の控えなどを確認させていただくことで、原則として、その日に税務署に来署し、申告書等を提出されたものとして取り扱います。

Q-2 金融機関や行政機関等から收受日付印の押なつされた控えを求められる場合がある。

金融機関や補助金・助成金などを担当する行政機関などに対して、今般の見直し内容について事前に説明等を行い、「令和7年1月以降は、各種の事務において收受日付印の押なつされた申告書等の控えを求めない」ことを徹底するようお願いしてきたところです。今後も、周知徹底に努めてまいります。令和7年1月以降においても、收受日付印の押なつされた控えの提出を求める各種機関を把握した場合には、国税当局から個別に説明を行う予定です。

Q-3 当分の間の対応として交付するリーフレットについて、交付を希望する場合には、どのようにしたらよいか。

税務署窓口等で申告書等を提出する場合は、税務署職員に対し、リーフレットの交付を希望する旨を申し出てください。郵送等により申告書等を提出する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封して税務署へ送付してください。

Q-4 当分の間の対応として交付するリーフレットにおいて、メモ欄にはどのような内容を記録すればよいか。

メモ欄については、備忘等の観点から任意に記載する欄として便宜的に設けさせていただいておりますので、必要に応じて、提出書類の書類名を記載する等にご利用ください。

e-Taxでの提出方法について

STEP ① e-Taxソフト(WEB版)へアクセス

- ① e-Taxホームページにアクセス (<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- ② 右上部「各ソフト・コーナー」をクリック
- ③ 「e-Taxソフト(WEB版)」をクリック または e-tax web ログイン



STEP ② 事前準備

e-Taxを初めて利用する方は、①から開始届出書の作成・提出を行ってください。
既にe-Taxをご利用の方は、②からログインします。
③で利用者情報の登録等を行い、
④で確定申告作成コーナーで作成を行います。
(e-Taxソフト(WEB版)を初めて利用する場合のみ、③の手続が必要です。)



STEP ③ 確定申告作成コーナーで作成・提出

- ① 確定申告作成コーナーへアクセス (<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>)
- ② HP下部「作成開始」をクリック

- ③ 該当箇所をクリックし、作成を行う



- ③ 該当箇所をクリックし、作成を行う



金融相談会(予約制)

毎月第1水曜日 午後1時30分～午後3時30分 ●次回 3月5日(水)

資金調達は、公的資金等でお早めに!

日本政策金融公庫・西武信用金庫・山梨中央銀行・多摩信用金庫の融資担当者による個別相談会です
相談会に参加を希望される方は、
商工会までお申し込み下さい。

※相談時間は1件につき30分とします。

持参書類

- 個人事業の方は、
 - 直近2期分の所得税確定申告書 決算書(決算後6ヶ月経過の場合は試算表)
 - ※ 借入残高のある方は返済明細書、設備資金の場合は見積書
- 法人事業の方は、
 - 直近2期分の法人税確定申告書類一式(決算後6ヶ月経過の場合は試算表)
 - ※ 借入残高のある方は返済明細書、設備資金の場合は見積書

マル経融資制度(小規模事業者経営改善資金融資制度)

商工会の推薦により融資される国(日本政策金融公庫)の融資制度です

- 融資限度 2,000万円 ※1,500万円超の場合、追加の資料が必要となります
- 融資利率 1.75%(令和7年2月3日現在) ※利率は金融情勢により変わります
- 資金用途 ● 運転資金…材料仕入、諸経費支払等 ● 設備資金…機械、車両、店舗改装等
- 融資対象 以下のすべての要件を満たす方
 - 従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主
 - 最近1年以上、市内で事業を行っている
 - 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる
 - 税金(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納している
 - 商工会の経営指導を6ヶ月以上受けていること
- 返済期間 運転資金、設備資金…10年以内(うち据置期間2年以内)

無担保

無保証

令和7年 新人社員研修会

4/16日(水)・17日(木)・18日(金)・6/13日(金)の計4日間 午前10時～午後4時

毎年恒例! 新入社員の 「ビジネスマナー」 「ビジネスコミュニケーション」

を学ぶ4日間の研修です

人材育成コンサルタントとして大手企業での実績豊富な講師をお招きし、丁寧に分かりやすく説明します。
内容は「ビジネスマナーの基本」と「ビジネスコミュニケーション」に重点をおいた新人社員に欠かせないものです。
是非、この研修を新人社員教育の場としてご活用ください。



- 会場：調布市商工会館
- 講師：株式会社サクセスロード経営研究所
- 受講料：1万円(税込 1名につき)
- 定員：30名(先着順締切)



社会保険労務士相談会

毎月第2木曜日 午前10時～正午
各種労務相談を社会保険労務士が承ります

- 相談できる内容
就業規則作成のしかた、人事に関するトラブル
社会保険・労働保険に関すること
- 講師
東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属
社会保険労務士
(総務・人事サポート調布)

※書類作成や実際の登記の手続はいたしません。
※相談時間は50分を限度とします



司法書士相談会

毎月第3木曜日 午後3時～午後5時
経営上の法務的な相談を司法書士が承ります

- 相談できる内容
会社設立のしかた、登記に関すること、
相続(事業継承)、贈与、債務整理、
140万円までの売掛金等回収
- 講師
東京司法書士会
調布支部所属司法書士

※書類作成や実際の登記の手続はいたしません。
※相談時間は50分を限度とします

事業を引き継ぎたいんだけど、どんな手順でやればいいのか?

30万円の売上代金払ってくれないんだよねあ...



こんなお悩みありませんか?

上記の記事に関するお問合せ・お申込み:調布市商工会 TEL.042-485-2214